資料目次

- 資料 1 第 54 期 熊本地方最低賃金審議会委員名簿 (令和 5 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日)
- 資料 2 熊本地方最低賃金審議会運営規程
- 資料 3 熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程
- 資料 4 熊本地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領
- 資料 5 令和 5 年度 最低賃金審議会の運営について
- 資料6 第54期(令和5年度)熊本地方最低賃金審議会審議日程(案)
- 資料7 令和5年度 特定(産業別)最低賃金適用事業場数及び適用労働者数
- 資料 8-1 「熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機 械器具製造業」最低賃金の改正の決定を求める申出書
- 資料 8-2 「熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業,舶用機関製造業」最低賃金の改正の決定を求める申出書
- 資料 8-3 「熊本県百貨店,総合スーパー」最低賃金の改正の決定を求める申出 書
- 資料9 熊本県の経済情勢について (2023年7月5日)(九州財務局総務部 経済調査課)

【第66回中央最低賃金審議会資料】

- 資料 10 令和 5 年度地域別最低賃金額改定の目安について 諮問文(写)(令和 5 年 6 月 28 日)(厚生労働大臣)
- 資料 11 経済財政運営と改革の基本方針 2023(令和5年6月16日閣議決定) (関係部分抜粋)

資料 12 新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版 (令和5年6月16日閣議決定)(関係部分抜粋)

【令和5年度 第1回目安に関する小委員会資料】

資料 13 主要統計資料

資料 14 足下の経済状況等に関する補足資料

熊本地方最低賃金審議会委員名簿 第54期 (令和5年4月1日~令和7年3月31日)

熊本労働局

		照 4 万 期 厄
区分	氏 名	現 職
	泉 潤	熊 本 日 日 新 聞 社 論 説 委 員 長
公益	くらた かょ 倉田 賀世	熊 本 大 学 法 学 部 教 授
代表	^{す c} 諏佐 マリ	熊 本 大 学 法 学 部 准 教 授
委員	まんだ さとし 本田 悟土	弁 護 士
	森口 千弘	熊本学園大学社会福祉学部 准 教 授
労働	tabhtij Hallis 猿渡 研一	日本労働組合総連合会 熊本県連合会副事務局長
	_{にし ひろっぐ} 西 広 継	UAゼンセン熊本県支部 支 部 長
者代	はなまか く み こ 花岡 久美子	日本労働組合総連合会 熊本県連合会県南地協事務局長
表委	*************************************	日本労働組合総連合会 熊 本 県 連 合 会 副 会 長
員	やまもと ひろし 山本 寛	日本労働組合総連合会 熊本県連合会事務局長
	いった かよ 岩田 圭代	株式会社岩田コーポレーション 監 査 役
使 用	いわなが ひでのり 岩 永 秀 則	熊 本 県 経 営 者 協 会 専 務 理 事
者代	the ひろし 坂本 浩	熊本県商工会議所連合会 専 務 理 事
表委	原悟	熊 本 県 商 工 会 連 合 会 専 務 理 事
員	やました まなぶ 山下 学	株式会社野田市電子取締役事業部長

(五十音順・敬称略)

熊本地方最低賃金審議会運営規程

平成 17年 3月 25日 一部改正平成 20年 7月 8日 一部改正令和 3年 7月 8日

- 第1条 この規程は、熊本地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)の議事に 関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令(以下「審議会令」という。)に定め るもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要と認めたときのほか、 熊本労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益 代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長 が招集する。
 - 2 前項の規定により熊本労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、会長に通知しなければならない。
 - 3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、 少なくとも1週間前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するととも に、熊本労働局長に通知するものとする。
- 第3条 会長は、審議会の議決により、特定の事案について効率的な調査審議を行う ため、小委員会等を設けることができる。
- 第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条 第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会 長に通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会 長に通知しなければならない。

- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものと する。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見 を聴くことができる。
- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の 保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に 侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性 が損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができ る。
 - 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な 措置をとることができる。
- 第7条 会議の議事については、議事録を作成する。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録 の写しを付してその都度熊本労働局長に送付するものとする。
- 第9条 この規程に定めるもののほか、最低賃金法第25条に基づく専門部会及び小 委員会の議事運営に関し必要な事項は、専門部会等の長が当該専門部会等に諮って定める。
- 第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、令和3年7月8日から施行する。

熊本地方最低賃金審議会 最低賃金専門部会運営規程

平成 17 年 3 月 25 日 一部改正平成 21 年 7 月 2 日 一部改正令和 3 年 7 月 8 日

(規程の目的)

第1条 この規程は熊本地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)に 設置する専門部会(以下「専門部会」という。)の議事に関し最低賃 金法及び最低賃金審議会令(以下「審議会令」という。)に定めるも ののほか、必要な事項について定めるものである。

(名 称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低賃金の名称を冠する。

(構 成)

第3条 専門部会の委員の数は、9人とする。

(会議の招集)

- 第4条 専門部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、熊本労働局長(以下「局長」という。)又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
 - 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除き、付議事項及び希望期日を、 少なくとも当該期日の10日前までに部会長に通知しなければならない。
 - 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに付議事項、日時、及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(実地視察並びに参考人からの意見聴取)

第5条 部会長は、専門部会の話し合いにより、特定の事案について、事 実の調査をするため、委員による実地視察を行い、あるいは関係労 働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聴取 することができる。

(委員の欠席)

- 第6条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。
 - 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議 会令第5条第2項及び第3項(第6条第6項において準用する場合 を含む)に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、 その旨を通知しなければならない。
 - 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

- 第7条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
 - 2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可 を受けるものとする。

(会議の議事)

- 第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団 体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見 交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、 部会長は、会議を非公開とすることができる。
 - 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第9条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成する。
 - 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、個人 情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の 権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交 換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合 には、部会長は、議事録及び資料の一部又は全部を非公開とするこ とができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を公開するものとする。

(報告)

第 10 条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度審議会長に報告 するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、令和3年7月8日から施行する。

熊本地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

1 目的

この要領は、熊本地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)運営規程第3条に基づき熊本地方最低賃金審議会運営小委員会(以下「運営小委員会」という。)を設けた際の議事に関し、必要な事項について定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

2 審議事項

運営小委員会は、次の各号に掲げる事項を審議するものとする。

- 一 特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定の必要性の有無についての結論を 得るのに必要な事項全般
- 二 審議会の運営に関する事項全般

3 委員会

運営小委員会の構成、委員及び委員長については、以下のとおりとする。

- 一 運営小委員会は、労働者を代表する委員及び使用者を代表する委員各3人並びに公益を代表する委員5人をもって組織する。
- 二 委員は、審議会委員のうちから、審議会において選出する。委員の任期は、審議会 委員としての任期の範囲内とする。
- 三 運営小委員会に委員長を置く。委員長は、公益を代表する委員のうちから、運営小 委員会において選出し、会務を総理する。なお、委員長に事故があるときは、あらか じめ委員長選出の例により選出された者が、委員長の職務を代理する。

4 会議の招集

運営小委員会の会議(以下「会議」という。)は、審議会会長(以下「会長」という。) 又は委員長が必要と認めたときのほか、熊本労働局長(以下「局長」という。)又は労働 者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各1人以上を含む3 人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、緊急やむを得ない場合を除

き、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに会長に通知しなければならない。

会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 3日前までに付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するもの とする。

5 議事

審議事項に掲げる事項を審議する場合は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する 委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなけれ ば、会議を開き、議決をする事ができない。

審議事項第1号に掲げる事項を決する場合は、全会一致をもって決するよう努めるものとする。

審議事項第2号に掲げる事項を決する場合は、全会一致をもって決するものとし、決 する事が出来ないときは審議会に結論を委ねるものとする。

6 委員の欠席

委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、会議への出席に含めるものとする。

委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を委員長に通知しなければならない。

委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ委員長に通知しなければならない。

7 会議における発言

委員長は、会議の議長となり議事を整理し、委員は、会議において発言しようとする ときには、委員長の許可を受けるものとする。

8 会議及び議事要旨

会議については非公開とし、会議の議事については議事要旨を作成する。

9 報告

委員長は、運営小委員会が議決を行ったときは、その都度会長に報告し、且つ直後の 審議会において報告するものとする。

10 その他

この要領に定めるものの他、運営小委員会の議事運営に関し必要な事項は、委員長が 運営小委員会に諮って定める。

11 要領の改廃

この要領の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

12 附 則

この要領は、令和3年7月8日から運用する。

令和5年度 最低賃金審議会の運営について

熊本地方最低賃金審議会

- 1 熊本地方最低賃金審議会(以下「審議会」という。)は、効率的運用を図るため、 最低賃金審議会令第6条第5項の規定を、全会一致の場合に運用することとする。 なお、多数決によった場合は、審議会本審に付議し、決議することとする。
- 2 地域別最低賃金の審議に当たっては次によることとする。
 - (1) 地域別最低賃金の調査審議を行う熊本県最低賃金専門部会は、労働経済の情勢等を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、 それを参考として(「目安制度の趣旨を尊重して」という意味を含む。)出来る 限り速やかに結審することとする。
 - (2) 熊本県最低賃金専門部会における参考人の意見聴取については、審議会本審 又は運営小委員会でその必要性の有無を判断することとする。
 - (3) 上記(2)における参考人の人員は、労使各側3人以内とし、陳述時間は1人 15分程度とすることとする。

参考人欠席の場合は、意見書をもって補完することが出来るものとする。 なお、参考人に十分な猶予期間を与えるよう配意するものとする。

- (4) 実地視察については、審議会本審又は運営小委員会でその必要性の有無を判断することとする。
- 3 特定最低賃金の審議に当たっては次によることとする。
 - (1) 特定最低賃金の決定又は改正若しくは廃止の決定の必要性の有無の調査審議は、運営小委員会で行うこととする。
 - (2) 特定最低賃金専門部会は、労働者代表委員及び使用者代表委員各3人のうち、 原則として、少なくとも各2人は当該産業に直接関係する労働者及び使用者を それぞれ代表するものをもって充てるものとする。

この場合の「当該産業に直接関係する労働者及び使用者をそれぞれ代表する もの」とは、当該地域において当該産業に属する事業を行う事業場の労働者及 び使用者、並びにこれらの労働者及び使用者の相当数を構成員とする労働組合 及び使用者団体等の役職員であって、当該関係者の意向を代表し得るものの中 から選任されたものをいう。

- (3) 各専門部会は、並行して調査審議を行い、出来る限り速やかに結審することとする。
- (4) 特定最低賃金専門部会における参考人の意見聴取については、審議会本審又 は運営小委員会でその必要性の有無を判断することとする。
- (5) 参考人の人員は、専門部会で決定することとする。 参考人の陳述時間等、意見陳述に係るその他の事項は、前記2の(3)の例によることとする。
- (6) 実地視察については、審議会本審又は運営小委員会でその必要性の有無を判断することとする。

第54期(令和5年度)熊本地方最低賃金審議会審議日程(案)

令和5年度審議会運営の説明 5月12日(金) 6月10日(金) 全員協議会10:00~ 第1回 全員協議会 今和5年度審議会開催日程の説明 特定最低賃金の由出要件説明 (公益事務局打合9:30~) 事業場視察(予定) 熊本県(地域別)最低賃金改正の諮問 専門部会委員の推薦公示 関係者からの意見聴取の公示 7月7日(木) 7月5日(水) 第1回 本審 14:00~ 最低賃金審議会令第6条第5項の適用決議について 13:30 ~ 第1回 本 審 第9回本審 特定最低賃金改正の申出 (公益事務局打合13:30~) 特定最低賃金改正決定の必要性有無の諮問 熊本県の経済情勢等について(財務局) 地域別専門部会委員公示 7月8日~7月19日(推薦公示) 部会長、部会長代理の選出 7月 27日(水) 意見書の審議 7月28日(金) 10:30 ~ 最低賃金改定状況調査結果の説明 第1回専門部会10:00~ 第1回 地域別専門部会 第1回車門部会 最低賃金基礎調査結果の説明 (公益事務局打合9:30~) 基本的見解の表明 今後の審議日程 令和4年度は、8月2日(火)中賃目安答申 中賃目安答申 7月下旬頃 8月1日(火) 8月2日(火)9:30~ 令和5年度<u>地域別最低賃金改定の目安について(伝達)</u> 第2回 本 審 第2回専門部会 第2回 本 審13:30~ (公益事務局打合13:00~) th 8月3日(水)9:30~ 金額提示 第2回 地域別専門部会 第2回専門部会14:30~ 域 第10回本審 金額審議 別 8月3日(木) 8月3日(水)10:00 最 全額提示 第3回専門部会13:30~ 第3回 地域別専門部会 低 金額審議 第3回専門部会 (公益事務局打合13:00~) 賃 金 8月4日(金)13:30~ 8月4日(木)14:00~ 第4回 地域別専門部会 第4回専門部会 第4回専門部会 金額審議 (公益事務局打合13:00~) 10月1日発効とするためには、8月5日(金)までに答申要旨を公示する必要があった。 8月7日(月)(予備日) 8月5日(金)9:30 第5回専門部会9:30~ 第5回 地域別専門部会 金額審議 (公益事務局打合9:00~) 第5回専門部会 答申(第6条第5項適用) 運 小 13:30~ 審 14:30~ 運 小13:30~ 特定最賃改正申出書の審査結果報告 第1回 運営小委員会 特定最賃改正決定の必要性有無の審議、答申 第11回本審14:30~ 熊本県最低賃金改正の答申(報告) 特定最低賃金改正の必要性有無の報告 第3回 本 特定最低賃金改正決定の諮問 特定最賃専門部会の審議会令第6条第5項の適用決議 異議申出締切 8月20日(金) 8月23日(水) 地域別最低賃金改正異議申出の諮問、審議及び答申 8月23日(火) 本 審9:30 第4回 本 第12回本審10:30~ 地域別最低賃金専門部会の廃止決議 (公益事務局打合9:00~ 第1回 特定最賃専門部会 9月27日(火) 部会長、部会長代理の選出 基礎調査結果説明·<u>基本的見解の表明</u>·金額提示 9月下旬~10月上旬 特定最賃専門部会 10月4日(火) 第1回 同 専門部会 (百貨店) 第1回 特定最賃専門部会 9月28日(水) 同 上 15:00 ~ (電気機械) 9月30日(金) 第2回 特定最賃専門部会 金額審議 9:30 ~ (輸送機械) 特 定 10月上旬 第2回 特定最賃専門部会 10月7日(金) 専門部会 答申(第6条第5項適用) 13:30 ~ (百貨店) 産 10月5日(水) 第2回 特定最賃専門部会 金額審議 業 答申(第6条第5項適用) 別 14:00 (電気機械) 묾 第3回 特定最賃専門部会 10月12日(水) 低 答申(第6条第5項適用) 9:30~ (輸送機械 賃 特定最賃専門部会 10月中旬 金 専門部会 (百貨店) 特定最賃専門部会 (電気機械) 12月15日(水)発効とするためには、10月14日(金)までに答申要旨を公示する必要があった。 10月16(月)10:00~ 10月14日(金) 特定最賃専門部会報告、採決、改正答申 第5回 本審 第5回 本 10:30 ~ 公益事務局打合9:30~ 異議申出締切 10月31日(月) 11月1日(水)10:00~ 第6回 本 審 <u>異議申出の諮問、答申</u> 特定最賃専門部会の廃止決議 11月1日(火) 第6回 本 審 中止 申出がなければ中止

3月12日(火)14:00~

(公益事務局打合13:30~

第7回本審

3月9日(木)

14:00 ~

第7回 本

審

特定最賃改正申出の意向表明(確認)

令和5年度 特定(産業別)最低賃金適用事業場数及び適用労働者数

熊本労働局(令和5年1月)

産業別最低賃金	令和4	 4 年 度	備考
産業別最低賃金	適用事業場数	適用労働者数	
熊本県電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	146	8,876	
熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業, 舶用機関製造業	142	9,077	
熊本県百貨店、総合スーパー	34	3,953	
総計	322	21,906	

2023年6月27日

熊本労働局長 新田 峰雄 殿

熊本県熊本市 目 1 番全日本電機・電子・<u>情報関連産業労</u>働組合連合金 熊本地方協議会 小材 和選

申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機 械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

- 1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲 熊本県において、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製 造業を営む使用者に使用される労働者 <u>8.876人</u>
- 改正の決定を申し出る最低賃金の件名 熊本県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金
- 3. 申出の内容 上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法に基づく最 低賃金審議会の決定による。
- 4. 申出の理由 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 4,018人 熊本県における電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む 使用者に使用される労働者数 8,876人

最も低い労働協約の金額= 958円/時間

現在適用されている法定最低賃金額= 896円/時間

- 5. 添付書類
 - ①最低賃金に関する協定書等の写し
 - ②申出合意書及び委任状
 - ③熊本県における電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的 労働者の概数



以上

熊本労働局 局長 新田 峰雄 殿 5年 6月26日



申出書

最低賃金法第15条の第1項の規定により、熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、 舶用機関製造業の最低賃金の改正の決定を求める申し出を行うことに合意し、下記の通り申し出る。

記

- 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲 熊本県において、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業を営む使用 者に使用される労働者 9,077 名
- 改正の決定を申し出る最低賃金の件名 熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
- 3. 申し出の内容 上記の2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法に基づく最低 賃金審議会の決定による。
- 4. 申し出理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 6.160 人 (67.9%)

熊本県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業

を営む使用者に使用される労働者数 9,077 人

最も低い労働協約の金額= 156,300 円/月、 7,831 円/日、 979 円/時間

現在適用されている法定最低賃金額= 931 円/時間

- 5. 添付書類
 - 1)労働協約の写し
 - 2)申し出合意書及び委任状
 - 3)熊本県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業の事業所数 と労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数



令和5年6月26日

熊本労働局長 新田峰雄殿



申 出 書

最低賃金法第15条1項の規定により、熊本県百貨店、総合スーパーの最低賃金の改正を下 記のとおり申し出ます。

記

- 1. 申し出する者が代表する基幹的労働者の範囲 熊本県に於いて、百貨店、総合スーパーを営む使用者に使用される労働者 3、953名
- 2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名 熊本県百貨店、総合スーパー最低賃金
- 3. 申し出内容

上記2. の最低賃金の改正を求める。 尚、最低賃金は、最低賃金法第12条に基づく最低賃金審議会の決定による。

- 4. 申し出の理由
 - (イ) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していること。 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,689名

熊本県における百貨店、総合スーパー業を営む 使用者に使用される労働者数

3,953名 42.7%

労働協約の賃金の最も低い額 895円/時間額 現在適用されている法定最低賃金金額 855円/時間額

- (ロ)申請産業は、企業間、地域間、又は組織労働者と未組織労働者の間あるいは正規労働者とパートタイマーとの間等に大きな賃金格差があり、仮に申出産業の産別最低賃金が廃止されれば、これが更に拡大すること。
- 5. 添付書類
 - (イ) 賃金の最低額に関する労使協定、申し合わせ等の写し
 - (ロ) 百貨店・総合スーパーの最低賃金改正の必要性に関する決議
 - (ハ) 申し出に関する申請代表者に対する委任書
 - (二) 事業所別労働者数



以上



熊本県の経済情勢等について



2023年7月5日

九州財務局総務部経済調査課

1. 日本経済の現状について

(1) 月例経済報告【内閣府】(令和5年4月・5月の比較)

4月月例 (R5.4.25)

景気は、一部に弱さがみられるものの、<u>**緩やかに持ち</u>** <u>直している</u>。</u>

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

5月月例 (R5.5.25)

景気は、緩やかに回復している。

先行きについては、<u>雇用・所得環境が改善する下で、</u>各種政策の効果もあって、<u>緩やかな回復が続く</u>ことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

	4月月例	5月月例	
個人消費	緩やかに持ち直している	持ち直している	K
設備投資	持ち直している	持ち直している	_
住宅建設	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている	
公共投資	底堅く推移している	底堅く推移している	_
輸出入	輸出は、 <u>弱含んでいる</u> 輸入は、おおむね横ばいと なっている	輸出は、 <u>底堅い動きとなっている</u> 輸入は、おおむね横ばいとなっている	輸出
貿易・ サービス 収支	赤字となっている	赤字となっている	_

	4月月例	5月月例	
生産	<u>このところ弱含んでいる</u>	持ち直しの兆しがみられる	<u>\</u>
企業収益	総じてみれば改善してい るが、そのテンポは緩や かになっている	総じてみれば改善してい るが、そのテンポは緩や かになっている	-
業況判断	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられる	ı
倒産件数	増加がみられる	増加がみられる	ı
雇用情勢	持ち直している	持ち直している	ı
物価	国内企業物価は、このと ころ横ばいとなっている 消費者物価は、上昇して いる	国内企業物価は、このところ横ばいとなっている 消費者物価は、上昇して いる	_

(1) 月例経済報告【内閣府】(令和5年5月・6月の比較)

5月月例 (R5.5.25)

景気は、緩やかに回復している。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、 各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期 待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海 外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクと なっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の 影響に十分注意する必要がある。

6月月例 (R5.6.22)

景気は、緩やかに回復している。※変更なし

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、 各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期 待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海 外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクと なっている。また、物価上昇、金融資本市場の変動等の 影響に十分注意する必要がある。

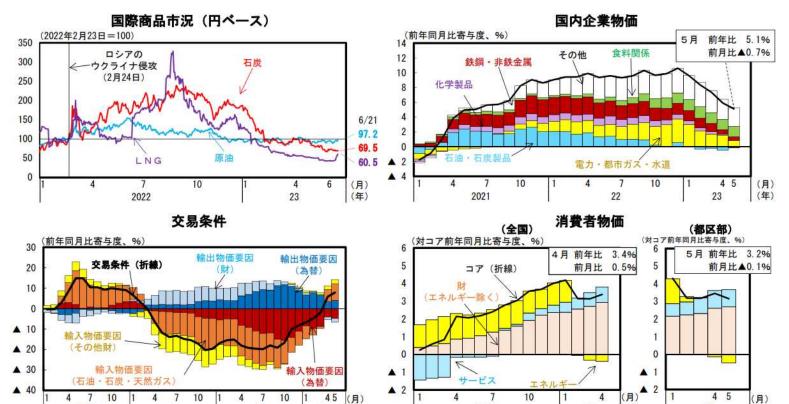
	5月月例	6月月例	
個人消費	持ち直している	持ち直している	
設備投資	持ち直している	持ち直している	1
住宅建設	底堅い動きとなっている	底堅い動きとなっている	l
公共投資	底堅く推移している	底堅く推移している	ı
輸出入	輸出は、底堅い動きとなっ ている 輸入は、おおむね横ばいと なっている	輸出は、底堅い動きとなっ ている 輸入は、おおむね横ばいと なっている	
貿易・ サービス 収支	赤字となっている	赤字となっている	I

	5月月例	6月月例	
生産	 持ち直しの兆しがみられる 	持ち直しの兆しがみられる	ı
企業収益	総じてみれば <u>改善してい</u> るが、そのテンポは緩や <u>かになっている</u>	総じてみれば、 <u>緩やかに</u> 改善している	₹
業況判断	持ち直しの動きがみられる	持ち直しの動きがみられ る	ı
倒産件数	増加がみられる	増加がみられる	ı
雇用情勢	<u>持ち直している</u>	<u>このところ改善の動きがみられる</u>	<u>^</u>
物価	国内企業物価は、このと ころ横ばいとなっている 消費者物価は、上昇して いる	国内企業物価は、このところ緩やかに下落している 消費者物価は、上昇して いる	_

2

日本経済の現状について

<物価の動向>



1. 左上図はBloombergにより作成。円ペースは当日の為替レー 港積み出し物の先物価格にNV市場の為替の終値を乗じた値。 2. 左下図、右上図は日本銀行「企業物価指数」により作成。 3. 右下図は総務省「消費者物価指数」により作成。固定基準。 ート(終値)で算出。原油はWTI先物価格、LNGはJKM(北東アジア向けスポットLNG)の先物価格、石炭は豪州ニューキャッスル (備考)

きじた値。 作成

21

22

23

(年)

2020

2022

23

(年)

23

(2)全国財務局管内経済情勢報告【財務省】

1月全局総括判断(R5.1.31)	4月全局総括判断(R5.4.25)	前回比較
物価上昇や供給面での制約等の影響がみられる ものの、 <mark>緩やかに持ち直している</mark>	物価上昇や海外経済の減速等の影響がみられる ものの、 <mark>緩やかに持ち直している</mark>	(表現変更)

※5年4月判断は、前回1月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

(3)日本銀行決定会合【日本銀行】

4月展望レポート (R4.4.28)

わが国の景気は、**既往の資源高の影響などを受けつつも、** <u>持ち直している</u>。(中略)

わが国経済の先行きを展望すると、今年度半ば頃にかけては、既往の資源高や海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けるものの、ペントアップ需要の顕在化に加え、緩和的な金融環境や政府の経済対策の効果などにも支えられて、緩やかに回復していくとみられる。

(中略) 今年度後半以降は、所得から支出への前向きの循環メカニズムが経済全体で徐々に強まっていくなかで、わが国経済は、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。ただし、見通し期間終盤にかけて、ペントアップ需要の顕在化による押し上げ圧力が和らいでいくもとで、経済対策の効果の減衰もあって、成長ペースは次第に鈍化していく可能性が高い。

6月 (R5.6.16)

わが国の景気は、<u>既往の資源高の影響などを受けつつも、</u> <u>持ち直している</u>。(中略)

先行きのわが国経済を展望すると、今年度半ば頃にかけては、 既往の資源高や海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けるものの、ペントアップ需要の顕在化などに支えられて、緩やかに回復していくとみられる。その後は、所得から支出への前向きの循環メカニズムが徐々に強まるもとで、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられる。ただし、成長ペースは次第に鈍化していく可能性が高い。消費者物価(除く生鮮食品)の前年比は、輸入物価の上昇を起点とする価格転嫁の影響が減衰していくもとで、今年度半ばにかけて、プラス幅を縮小していくと予想される。その後は、マクロ的な需給ギャップが改善し、企業の価格・賃金設定行動などの変化を伴う形で中長期的な予想物価上昇率や賃金上昇率も高まっていくもとで、振れを伴いながらも、再びプラス幅を緩やかに拡大していくとみられる。

4

2. 熊本県内の経済の現状について

(1)熊本県内経済情勢報告【九州財務局】 ※四半期ごとに取りまとめて公表

	前回(5年1月判断)	今回(5年4月判断)	前回比較	総括判断の要点
総括判断	緩やかに 回復しつつある	緩やかに 回復しつつある	\	○ 個人消費は、物価上昇の影響もみられるものの、宿泊などサービス消費を中心に持ち直している。○ 生産活動は、半導体関連の需要に落ち着きがみられるなど、拡大の動きに一服感がみられる。○ 雇用情勢は、持ち直している。

〔先行き〕

先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、回復していくことが期待される。ただし、物価上昇、 供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。

	前回(5年1月判断)	今回(5年4月判断)	前回比較
個人消費	持ち直している	持ち直している	
生産活動	緩やかに拡大している	拡大の動きに一服感がみられる	\searrow
雇用情勢	持ち直している	持ち直している	
住宅建設	持ち直しつつある	持ち直しつつある	

※ 赤字(下線部)は、熊本県内経済情勢報告(令和5年4月)での基調判断

個人消費

「物価上昇の影響もみられるものの、宿泊などサービス消費を中心に持ち直している」

業態	特徴的な動き(コロナ禍)	特徴的な動き(4月下旬)
百貨店・スーパー	・臨時休業や催事の中止により 来店客数が大幅に減少・イベントなど外出機会の減少に より衣料品が不振・外食機会の減少、巣ごもり需要 により食料品が好調	・外出機会の増加により衣料品が 堅調・コロナ禍同様に、冷凍食品や総菜 などが引き続き好調・高齢者がグループで来店するよ うになった
コンビニエンス ストア	外出自粛や行楽需要が減少し、 観光地周辺店舗の売上が低下	・夜の会食機会が増えているため、 繁華街の店舗は夜間の売上回復
ドラッグストア	・マスクやアルコール除菌などの 衛生用品と食料品が好調	・マスク着用ルールの緩和により、 口紅などの化粧品の売上に戻り
ホームセンター	・巣ごもり需要により、DIY関連 商品や園芸用品が好調	・日用品などの動きが鈍い (他業態への顧客流出)
家電大型専門店	・テレワークやオンライン授業が 増加している影響でパソコンが 好調	・物価高による消費マインドの低下 や旅行などへの消費シフトにより、 来店者数、売上ともに減少

2. 熊本県内の経済の現状について

個人消費

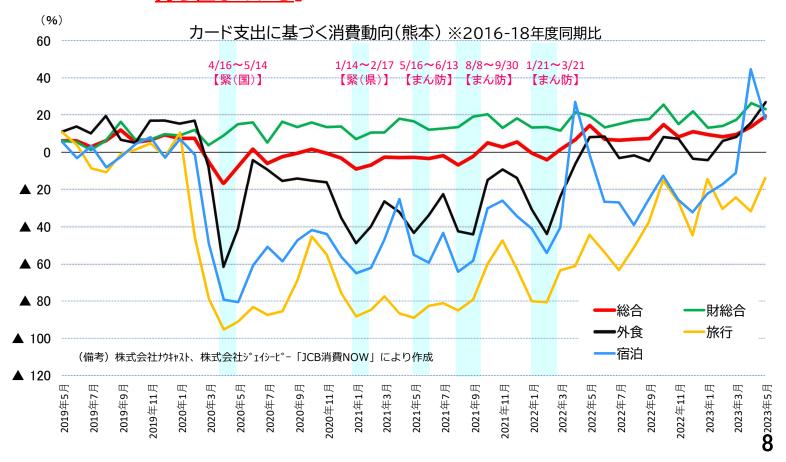
「物価上昇の影響もみられるものの、宿泊などサービス消費を中心に持ち直している」

業態	特徴的な動き(コロナ禍)	特徴的な動き(4月下旬)
乗用車(新車販売)	・公共交通機関の利用を敬遠し 車での移動が増えていることを 背景に新規受注が好調 (半導体不足や海外部品工場の 稼働停止に伴う減産の影響で メーカーからの供給が停滞)	・自動車メーカーからの供給が回 復し、納車までの期間も短縮傾向 にあり、新車登録台数は増加
宿泊(旅行)	・予約が少ない平日は休業して いる宿泊施設も多く、宿泊助成 事業の後押しがなければ、改善 の兆しが見えない	・全国旅行支援の助成の有無に関係なく予約が入っている ・徐々にインバウンド(韓国、台湾など)も増えている
飲食(外食)	・レストランの客足は少ないが、 テイクアウト弁当の売上が好調・「まん防」期間中は酒類の提供ができず、接待を伴う飲食店や 居酒屋のほとんどが休業	・平日のランチや土日を中心に来 店客数が増え、売上もコロナ禍前 とほぼ同水準まで回復 (ファミリーレストラン)・居酒屋の賑わいは戻ってきたが、 スナックやバーの客足は戻らない

6

個人消費

「物価上昇の影響もみられるものの、宿泊などサービス消費を中心に 持ち直している」

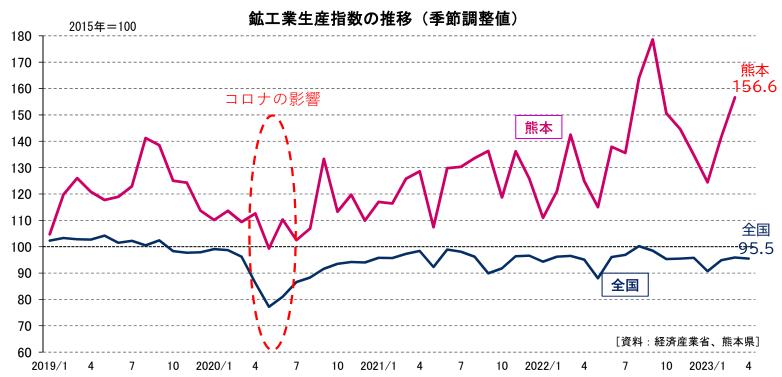


2. 熊本県内の経済の現状について

※ 赤字(下線部)は、熊本県内経済情勢報告(令和5年4月)での基調判断

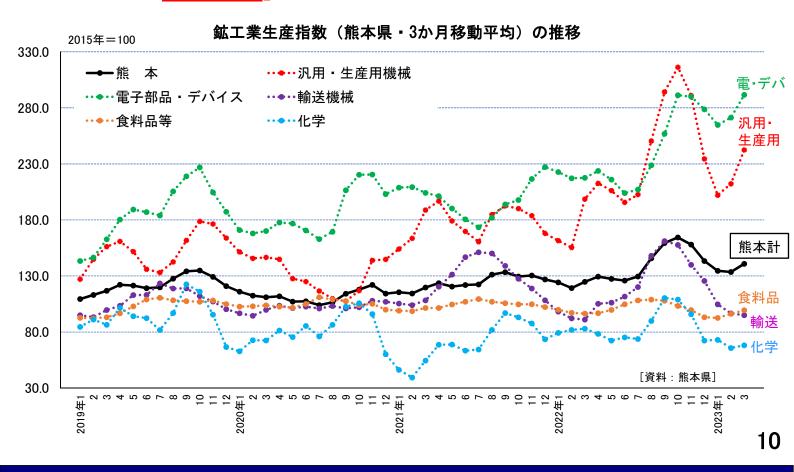
生産活動

「半導体関連の需要に落ち着きがみられるなど、<u>拡大の動きに一服感</u>がみられる」



生産活動

「半導体関連の需要に落ち着きがみられるなど、<u>拡大の動きに一服感</u>がみられる」



2. 熊本県内の経済の現状について

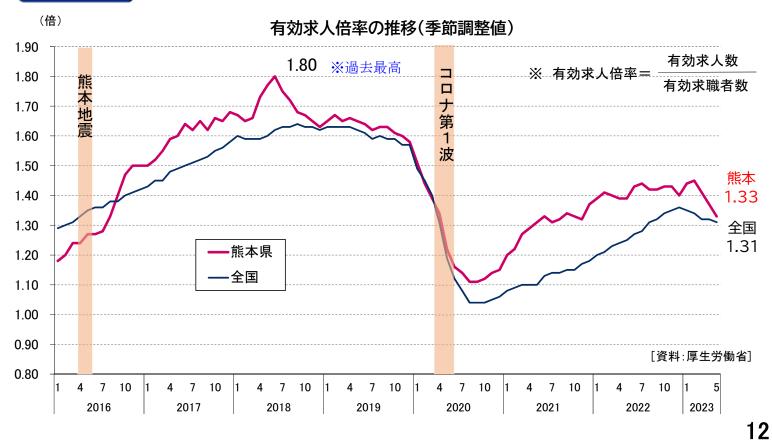
生産活動

「半導体関連の需要に落ち着きがみられるなど、<u>拡大の動きに一服感がみられる</u>」

業種	特徴的な動き(ヒアリング結果)
食料品等	「横ばいの状況」(前回1月:横ばいの状況) ・感染症に対するマインドの変化で人流が回復しているため、外食産業 向けの売上は伸びている一方、家庭内需要が中心の量販店向けの勢 いは落ち着いてきている
汎用·生産用機械	「増加傾向に一服感」(前回1月:半導体製造装置を中心に増加している) ・世界的なインフレや海外景気の減速、パソコンやスマートフォン市場 の低迷により、半導体製造装置市場が減速しており、このところ落ち 着いた生産状況となっている
電子部品・デバイス	「高水準を維持」(前回1月:高付加価値製品を中心に増加している) ・高付加価値製品が成長をけん引しており、生産は高水準を維持しているが、海外経済の減速の影響が一部にみられる
輸送機械	「供給制約の影響が緩和されつつあり、持ち直している」 (前回1月:供給制約の影響が緩和されつつあり、持ち直している) ・半導体不足の影響による完成工場の減産の影響を受けていたが、影響は緩和されてきており、生産状況は改善している

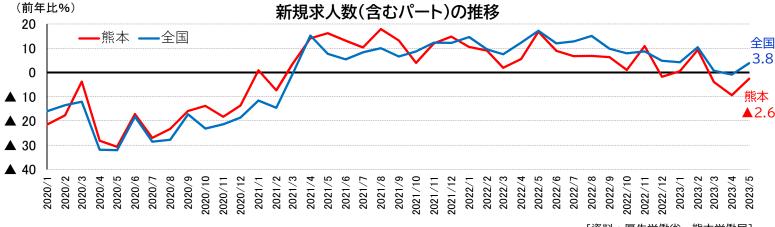
※ 赤字(下線部)は、熊本県内経済情勢報告(令和5年4月)での基調判断





熊本県内の経済の現状について

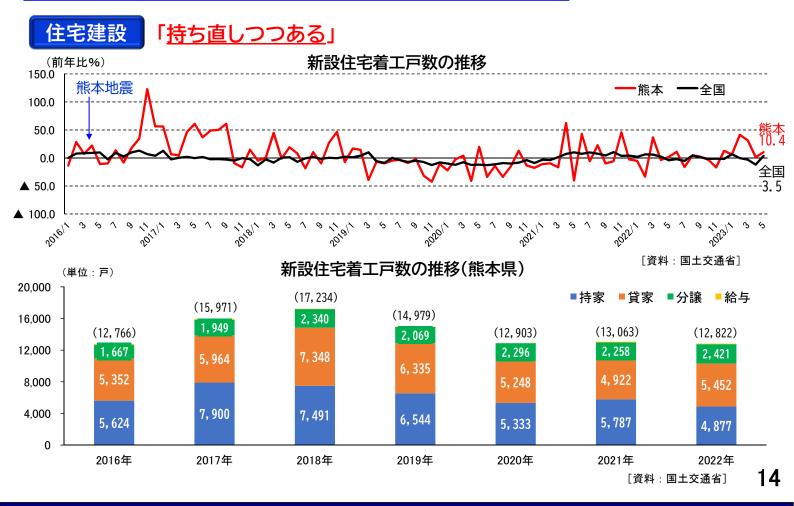
雇用情勢 「持ち直している」



[資料:厚生労働省、熊本労働局]

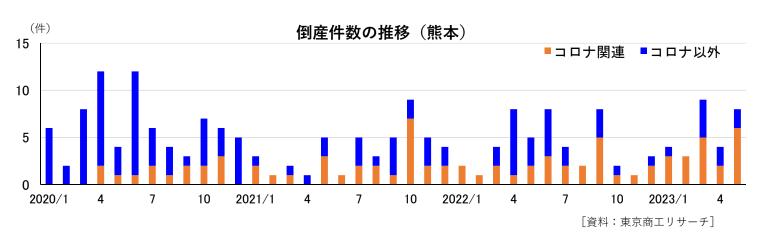
	[2411.13 = 25 25 25 25 25 25 25 25
	特徴的な動き(ヒアリング結果)
求人(増加)	・人流回復に伴い、宿泊業・飲食サービス業からの求人や駐車場誘導員など の求人が増加している
求人(減少)	・半導体関連産業では、求人を控える動きもみられている (中長期的にはTSMCの進出もあり、求人は堅調に推移する見通し)
求職	・物価高の影響で、子育て中の世代や年金生活者が世帯収入を増やすため に求職登録する動きが続いている

※ 赤字(下線部)は、熊本県内経済情勢報告(令和5年4月)での基調判断



2.熊本県内の経済の現状について

企業倒産 最近の倒産件数は、<u>前年を上回っている</u>





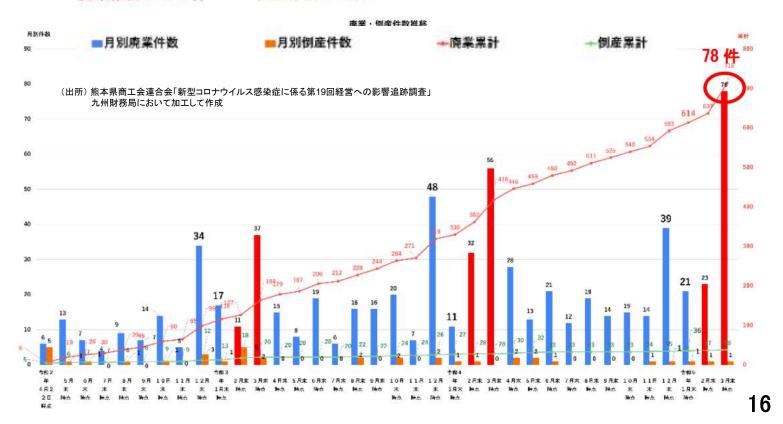
[資料:東京商工リサーチ]

<自主廃業等の状況:熊本県商工会連合会調査結果>

(県内49商工会の令和4年4月1日現在の会員18,116者を対象に月末時点で把握した数値)

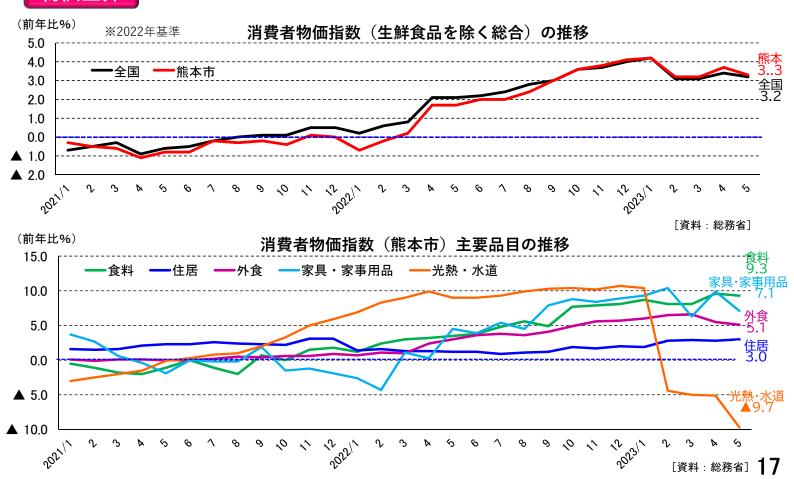
- 廃業累計715件

• 倒産累計38件



3. 地域経済における課題について

物価上昇



3. 地域経済における課題について

参考:政府のエネルギー価格負担軽減策

ガソリン補助金の期限延長とともに、電気・ガス料金の支援を行い、2023年1月~9月にかけて世帯あたり約45,000円の光熱費負担の軽減を図る。【2023年9月までの予定】



卷額 4万5000_{円軽減}

(出典) 資源エネルギー庁(https://www.enecho.meti.go.jp/category/gekihen lp/) 資源エネルギー庁(https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/) など

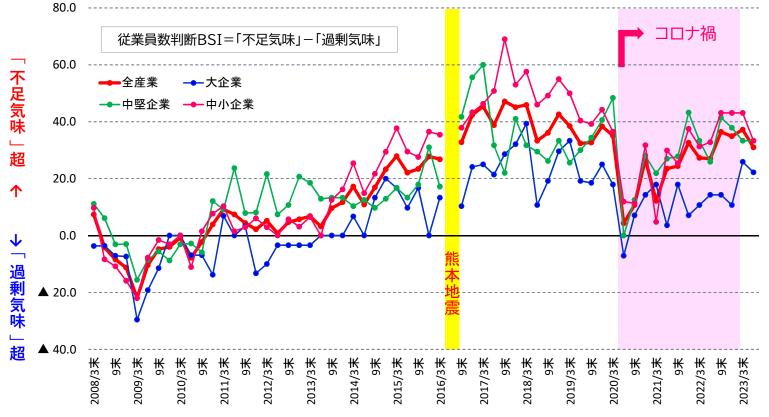
※ 左記の資料を九州財務局において加工して作成

18

3. 地域経済における課題について

人手不足

法人企業景気予測調査 従業員数判断BSI推移表(熊本)



4. 賃上げの動向について

賃上げの動向

■連合熊本(6/7·第3回集計結果)

【賃上げ回答状況】※定期昇給相当分を含む

- ・熊本県全体の賃上げ額は、10,807円・3.66% (昨年同期比+4,758円・1.57ポイント増)
- ・組合員300人以上では、**11,147円・3.69%**、組合員300人未満では、**8,328円・3.36%** (昨年同期比+4,933円・1.59ポイント増) (昨年同期比+3,471円・1.39ポイント増)

【ベースアップの獲得状況】

・回答のあった68組合中62組合(9割超)がベースアップを獲得

(出所)連合熊本「2023春季生活闘争」第三回賃上げ回答集計結果

■熊本県商工会連合会(3月末アンケート結果)

【賃上げの予定】

「3月末までに賃上げを行った」、「4月以降に賃上げを行う予定」の合計 48%

従業員規模 21名~500名 74%、6名~20名 66%、1名~5名 38%

【賃上げの内容(予定を含む)】

「ベースアップ」 60%、「パート従業員の給与の増額」 30%、「定期昇給」 17%

「手当の増額」13%、「賞与(一時金)の増額」10%

(出所)熊本県商工会連合会「新型コロナウイルス感染症に係る第19回経営への影響追跡調査」

20

4. 賃上げの動向について - 全国財務局長会議(R5.4)特別調査①

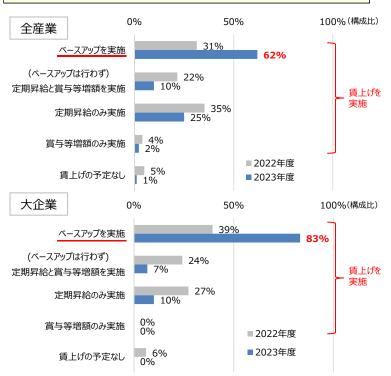
(1) 正規雇用の従業員の賃金動向

◆ 調査期間:令和5年3月中旬~4月上旬

◆ 調査対象 : 管内経済情勢報告を取りまとめる際に従来から継続的にヒアリングを実施している企業等(103社)

① 賃金引上げの実施状況

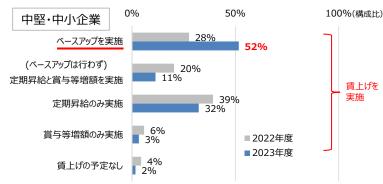
2023年度にベースアップを行う企業は、大企業、中堅・中小企業ともに2022年度より増加見込み



(注1)「ベースアップを実施」には、定期昇給や賞与等増額と併せて実施した(実施予定を含む)企業も含まれる。

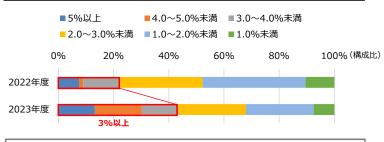
(注2) 不明・無回答であった企業を除いて集計。

(注3)その他と回答した企業を省略しているため、合計が100%にならないことがある。



② 賃金引上げ率(ベースアップ+定期昇給)

2023年度にベースアップまたは定期昇給を行う企業の昇給率は、2022年度を上回る見込み



【ベースアップを実施しない理由】 ※主なヒアリング結果 (陸運) ベースアップは長期にわたり人件費を増加させるため、慎重にならざる を得ない。

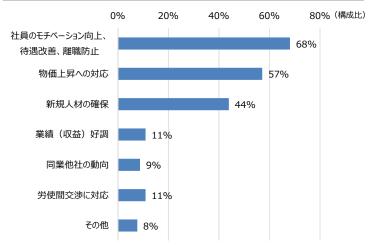
(宿泊) 人手不足や原材料の高騰など課題が多い。

21

4. 賃上げの動向について - 全国財務局長会議(R5.4)特別調査②

③ 賃金引上げを行う理由(2023年度)

「社員のモチベーション向上、待遇改善、離職防止」が最多、「物価上昇への対応」「新規人材の確保」と続く



(注) 最大3項目までの複数回答。不明・無回答であった企業を除いて集計。

【モチベーション向上・離職防止、物価上昇への対応】

(その他物品賃貸) 従業員に前向きに仕事をしてもらうため、売上アップを待たずに賃上げを積極的に実施。

(窯業・土石) 物価高が生活に与える影響を緩和し、モチベーション向上や 人材確保につなげるため、賃上げを実施する予定。

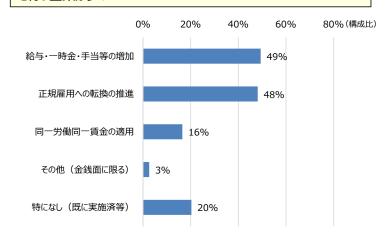
(卸売) 利益配分のスタンスを内部留保から従業員への還元へシフトした。 物価高騰分を完全に賄うことは難しいが、従業員の生活支援・モチベーションアップにつなげたい。

【新規人材の確保】

(宿泊) 賃上げによる財務状況の悪化よりも、従業員不足により売上を確保できなくなることの方が深刻。

(2) 非正規雇用の従業員に対する待遇改善(2023年度)

「給与・一時金・手当等の増加」「正規雇用への転換の推進」 を行う企業が多い



(注) 最大3項目までの複数回答。不明・無回答であった企業を除いて集計。

【給与等の増加】

(情報通信機械) 同一労働同一賃金の適用はほぼ完了したが、更に優秀な人材獲得のため、給与等の条件見直しを行った。

(食料品) 熊本県内企業の募集賃金がアップし採用が難しくなってきている ことに加え、退職し他社へ移るのを防止するため賃金アップが必要。

【正規雇用への転換】

(食料品) 有能な人材を確保し、将来的にも安定した企業活動を行うため、 正社員登用をここ数年積極的に進めている。

【既に実施済】

(パルプ・紙) 既に実施した取組によって非正規雇用と正規雇用の待遇に差は生じていないため、更に待遇を改善する必要はない。

<u>22</u>